

農学研究科博士後期課程早期修了制度に関する内規

制定 2022（令和4）年10月12日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この内規は、龍谷大学大学院学則第13条の規定に基づき、農学研究科博士後期課程に1年以上在学し、優れた研究業績を上げたと認められ、修了要件として定める単位を修得した大学院生の早期修了（以下「早期修了」という。）に関し必要な事項を定める。

（種類）

第2条 農学研究科博士後期課程の早期修了は、2年修了及び1年修了とする。

第2章 2年修了

（2年修了の要件）

第3条 2年修了の認定を受けることができる者は、次に各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。ただし、再入学生又は長期履修学生は、2年修了の対象とならない。

- (1) 指導教員（主・副）の同意を得ていること。
- (2) 1年次了時まで、龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規第13条に定める、博士論文審査願を提出する要件を満たしていること。
- (3) 2年次開始時に、農業生産科学特別演習Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅲ又は食品栄養科学特別演習Ⅲのいずれかを履修登録し、その単位を修得すること。
- (4) 学位論文審査を受審時に、第2号で示した業績を除き、さらに第一著者または責任者として執筆した1つ以上の査読付き学術論文を有していること。
- (5) 2年次修了時に、農学研究科博士後期課程の修了に必要な単位を全て修得し、必要な研究指導を受けたうえ、所定の時期に博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

（2年修了候補者の認定）

第4条 2年修了を希望する者は、修了希望年度の前年度末までに農学研究科長へ申し出なければならない。

2 2年修了を希望する学生の申し出のあった場合は、農学研究科委員会で希望者が第3条第1号及び2号の条件を満たしていることを確認したうえで、候補者として認定する。

(2年修了候補者の履修授業科目の緩和及び指導)

第5条 前条により2年修了候補者を認定した場合は、2年修了候補者が、3年次に配当される農業生産科学特別演習Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅲ又は食品栄養科学特別演習Ⅲを2年次に履修することを認める。

2 農学研究科は、2年修了候補者に対し、認定後に適切な学修及び研究指導等の十分な教育措置を講じなければならない。

(2年修了候補者の取消)

第6条 2年修了候補者が第3条に規定する要件を満たさなかった場合は、2年修了候補者の認定を取り消すものとする。

第3章 1年修了

(1年修了の要件)

第7条 1年修了の認定を受けることができる者は、次に各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。ただし、再入学生又は長期履修学生は、1年修了の対象とならない。

- (1) 入学試験出願時に希望した指導教員の同意を得ていること。
- (2) 1年次開始時に、第一著者又は責任者として執筆した査読付き学術論文を1つ以上有していること。
- (3) 1年次開始時に、農業生産科学特別演習Ⅱ・Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅱ・Ⅲ又は食品栄養科学特別演習Ⅱ・Ⅲを履修登録し、単位を修得すること。
- (4) 学位論文審査を受審時に、第2号で示した業績を除き、龍谷大学大学院農学研究科学位論文審査にかかる内規第13条第1項の「第一著者又は責任者として執筆した」査読付き学術論文を2つ以上有していること。
- (5) 1年生修了時に、農学研究科博士後期課程の修了に必要な単位を全て修得し、必要な研究指導を受けたうえ、所定の時期に博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

(1年修了候補者の認定)

第8条 1年修了を希望する者は、入学後、農学研究科が定める期日までに農学研究科長へ申し出なければならない。

2 1年修了を希望する学生の申し出のあった場合は、農学研究科委員会で希望者が第7条第1号及び2号の条件を満たしていることを確認したうえで、候補者として認定する。

(1年修了候補者の履修授業科目の緩和及び指導)

第9条 前条により1年修了候補者を認定した場合は、1年修了候補者が、2年次及び3年次に配当される農業生産科学特別演習Ⅱ、農業生産科学特別演習Ⅲ、地域社会農学特別演習Ⅱ、地域社会農学特別演習Ⅲ、食品栄養科学特別演習Ⅱ又は食品栄養科学特別演習Ⅲを履修することを認める。

2 農学研究科は、1年修了候補者に対し、認定後に適切な学修及び研究指導等の十分な教育措置を講じなければならない。

(1年修了候補者の取り消し)

第10条 1年修了候補者が第7条に規定する要件を満たさなかった場合は、1年修了候補者の認定を取り消すものとする。

付 則

この内規は、令和4年10月12日から施行する。